

守口市災害廃棄物処理計画【概要版】

第1章 総則

1 計画策定の趣旨

災害によって発生する廃棄物及び災害発生時の生活ごみ、避難所ごみ、し尿について、生活環境の保全及び公衆衛生を確保しつつ、再生利用等を図りながら、迅速かつ適正に処理することを目的とする。

2 計画の位置付け

国の災害廃棄物対策指針に基づき、「大阪府災害廃棄物処理計画」及び「守口市地域防災計画」との整合性を図り策定する。

3 対象とする廃棄物

対象とする廃棄物は、国の災害廃棄物対策指針に示された「地震等の災害によって発生する廃棄物」(以下「災害廃棄物」という。)及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。

4 対象とする業務

対象とする業務は、災害廃棄物等の収集・運搬、再資源化、中間処理だけでなく、二次災害の防止や大阪府・関係地方公共団体・関係事業者及び災害協定を締結している民間事業者との連携なども含む。

第2章 基本的事項

1 災害廃棄物処理の基本方針

- ① 公衆衛生の確保
- ② 迅速かつ円滑な対応
- ③ 計画的・効率的な対応
- ④ 環境に配慮した処理
- ⑤ リサイクルの推進
- ⑥ 安全作業の確保

2 災害廃棄物処理実行計画

災害発生後において、災害廃棄物を迅速・適正かつ計画的に処理するため、本計画等を基に市内の被災状況に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定する。

3 被害想定

被害想定は、地震災害及び水害、その他自然災害とする。地震災害についてはプレート間(海溝型)地震の南海トラフ巨大地震及び直下型地震の上町断層帯地震などを想定する。風水害については、近年全国各地にて被害が起きている局所的集中豪雨を想定する。

4 処理期間

風水害では6ヶ月以内、地震災害では概ね3年以内に処理を完了することを目標とする。処理期間内の完了が困難な場合は、国・大阪府との調整を踏まえながら可能な限り早期に処理を行う。

5 災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計

想定されている主な大規模地震により発生する災害廃棄物の量及びその廃棄物の仮置場に必要面積は、大阪府による推計では、右表のとおりである。

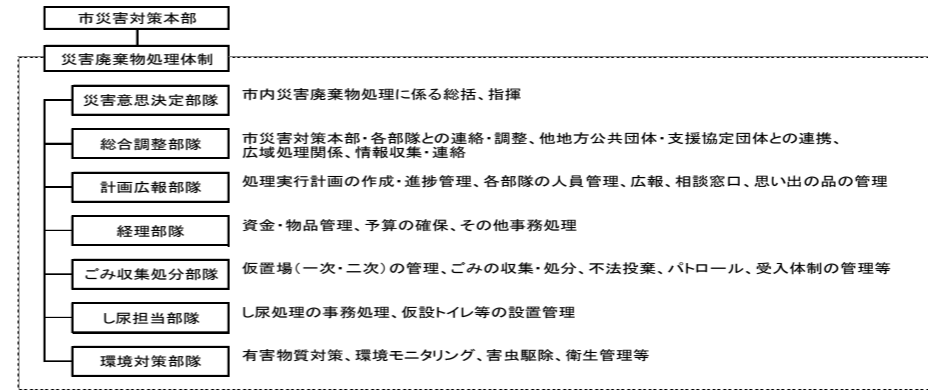
想定地震	南海トラフ	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	有馬高槻断層
災害廃棄物発生量 (単位:万トン)	202.3	119.2	9.2	103.1	12.2
仮置場必要面積 (単位:ha)	62.6	40.9	3.2	36.2	4.2

項目	上町断層帯地震(A)	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度 4~7	マグニチュード (M) 9.0~9.1 計測震度 5強~6弱	
	建物全半壊棟数 (全壊)	10,512 棟	22,379 棟
	(半壊)	8,379 棟	9,489 棟
出火件数 (炎上1時間夕刻()内は1日)	8件 (15)	-	
死者数	520人	【ケース夏 12時】 100人 【ケース冬 18時】 122人	
負傷者数	3,385人	【ケース夏 12時】 2,106人 【ケース冬 18時】 2,221人	
罹災者数	85,531人	-	
避難所生活者数	24,805人	【避難所】 36,781人 【避難所外】 24,521人	
ライフラインの被害	停電件数 (率)	48,133 軒 (62.9%)	36,462 軒 (49.0%)
	ガス供給停止 (率)	63 千戸 (100.0%)	32 千戸 (56.5%)
	電話不通	17,807 回線	22,000 回線
	水道断水人口 (率)	13.8 万人 (94.1%)	14.6 万人 (100.0%)

(第2章 続き)

6 組織体制

災害時において迅速かつ適切な活動を行うために災害廃棄物処理体制を構築する。



7 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物対策として実際に必要となる項目については、国の災害廃棄物対策指針に基づき、「初動期」、「応急対応(前半)・(後半)」、「復旧・復興」の4段階とする。

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安	
初動期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要機材の確保、処理実施計画の策定等)	発災後数日間	
応急対応	(前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	~3週間程度
	(後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	~3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	~3年程度	

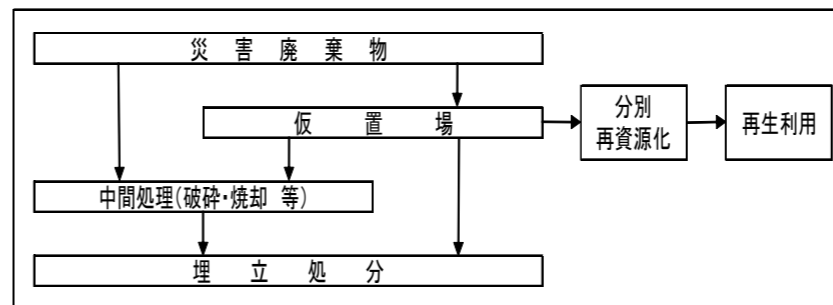
8 協力支援体制

自衛隊や警察、消防等と連携をとって、災害時の連絡体制・相互協力体制を整備する。

第3章 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物の処理

災害により多量に発生する災害廃棄物を処理するための流れを以下に示す。



- ①解体撤去
- ②収集・運搬
- ③仮置場の運用
- ④再資源化、中間処理
- ⑤再利用・再資源化施設、処理施設、処分場等への搬送

2 生活ごみ等の処理

災害時における生活ごみ及び避難所ごみの発生量は、平時と同等と考えられるが、ごみの組成は変化することが想定される。また、ごみの収集運搬については、平時の収集運搬ルートに加え、避難所も合わせた収集体制を構築する必要がある。

3 思い出の品の取扱い

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの(思い出の品)の取扱いについて事前に検討しておく必要がある。なお、貴重品は警察に届ける。

4 環境対策

災害廃棄物処理等で生じる住民環境への影響を最小限にするよう、公衆衛生の保全に努め、環境対策を実施する。

5 計画の見直し

災害に対する意識向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施に積極的に取り組み、平時から災害への備えを行うとともに、状況の変化に応じて、本計画の内容の再検討を行い、必要に応じて見直しを行う。